

「謎解きシティロゲイニング事業」業務委託プロポーザル実施要領

1 業務委託名

「謎解きシティロゲイニング事業」業務委託

2 目的

「謎解き」及び「ロゲイニング」を実施することで、多くの市内外の方に本市を周遊できる機会を創出し、楽しみながら本市の魅力を新発見・再発見してもらう。

3 実施概要

「謎解き」及び「ロゲイニング」を通して市内を周遊することにより、市内外の人に向けて本市の魅力を発信し、初めて本市へ訪れる方に対しても、その機会を設けることで、本市に興味を持ってもらうきっかけづくりになるよう、イベントの企画、実施（設営、運営管理、安全管理、備品等の用意）、広告・PR等に係る一連の業務を行う。

(1) 謎解き

①開催場所

玉名市内

※詳細な開催場所については、提案を基に委託者と協議の上、決定する。

②実施期間

令和5年9月1日（金）～令和6年3月10日（日）のうち3～6か月間。

※詳細な実施期間については、提案を基に委託者と協議の上、決定する。

③対象者

- ・玉名市民及び玉名市内在勤・在学等のすべての人
- ・観光目的に玉名市を訪れる国内外からの旅行者等

④参加料

玉名市と協議の上、適宜設定し、参加者の満足度を高める内容にすること。

(2) ロゲイニング

①開催場所

玉名市内

※詳細な開催場所については、提案を基に委託者と協議の上、決定する。

②実施日

謎解きの開催期間のうち1日。ただし、本市で開催するイベント（大俵まつり、玉名いだてんマラソン、玉名ハーフマラソン等）の開催日は避けた上で、提案を基に委託者と協議の上、決定する。

③対象者

- ・玉名市民及び玉名市内在勤・在学等のすべての人
- ・観光目的に玉名市を訪れる国内外からの旅行者等

④コース 3時間程度のコースを想定

⑤想定人数 200人以上

⑥スタート・ゴール地点

提案を基に委託者と協議の上、決定する。ただし、回遊エリアを意識し、参加者の交通の利便性を考慮すると共に想定人数を収容できるスペースがある場所で実施すること。

⑦参加料

玉名市と協議の上、適宜設定し、参加者の満足度を高める内容にすること。

4 委託業務内容

(1) イベントのストーリー及びプログラムの制作

①玉名市ならではの独自性のあるストーリー及びプログラムとすること。

②市内外の子どもからシニア層まで幅広い世代が参加でき、楽しめる内容となるよう配慮すること。

③市内の歴史・文化・食・温泉等、本市の魅力発信に資するスポットをストーリーにより結び付け、市内外の方がゲーム感覚で歴史・文化等に触れ学びながら楽しむまち歩きを行うことができるイベントとすること。

④コンセプト・ストーリー、難易度、周遊範囲、立ち寄る場所、所要時間、広報等の設定において、参加者の満足度が高まるように検討し、より多くの参加者につながる工夫を凝らすこと。

(2) 参加に必要な配布ツールの手配

参加に必要な配布ツール（地図、ルール、チェックポイント MAP、参加証、参加者景品等）を適切に提案し、作成すること。

(3) 委託業務における情報発信

チラシ、ポスター、SNS等を活用した効果的な広報を提案すること。

(4) アンケート

今後のイベント開催の参考となるよう、参加者へのアンケートを行い、イベント終了後、項目ごとに集計・分析すること。

(5) 委託業務の運営管理

①準備から開催までのスケジュール調整及び当日の会場運営、進行管理等のすべての運営業務について、市と協議の上行うこと。

②契約締結後、受託者は実施スケジュール、実施体制等について実施計画書を委託者へ提出すること。

③イベントが円滑に運営できるよう運営管理を行うこと。

(6) 事業実施報告書の作成業務

本委託事業の事業実績報告書及び関連資料等の作成

(7) 打ち合わせの実施

委託者と定期的に打ち合わせを行うこと。

(8) 上記のほかイベントの企画検討上必要となる各種業務

5 業務委託限度金額

4, 290, 000円（うち消費税及び地方消費税390, 000円）

6 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

7 委託予定者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

8 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 国税又は地方税を滞納していないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成17年10月3日告示第103号）の規定による指名停止処分期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請している者でないこと等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(5) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。

(6) 本業務への参加は共同提案も可能とする。ただし、共同提案は3者以内とすること。共同提案者との契約については、業務内容別の契約も可能とする。

9 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望するものは、参加表明書（様式第1号）をメールで提出すること。

10 提出物（以下のものを正本1部、副本4部提出すること）

① 企画提案書の概要（様式第2号）

② 謎解きシティロゲイニング事業企画提案書（様式自由） 20頁以内とし、データでの提出は認めない。

③ 概算見積書（様式自由）

④ 類似業務実績（様式自由、記載があれば会社案内でも可能）

⑤ 業務体制図（様式自由）

1.1 選定基準

- ①謎解きシティロゲイニング事業の目的を理解し、これを踏まえた関連企画内容、企画力、業務体制や実績などを総合的に勘案し、委託業者としての適格性、妥当性を評価する。
- ②委託料の支払いは基本的に全事業終了後、もしくは中間報告時と事業終了後の2期制での支払いとなる。そのため、時期によっては事業費を委託業者に一度負担してもらうケースが発生するが、事業費の一時的な負担は可能か否か。

1.2 スケジュール（予定）

(1) 参加表明書の受付期限	令和5年5月17日（水）17時
(2) 質問の受付期限	令和5年5月19日（金）17時
(3) 質問に対する回答	令和5年5月24日（水）
(4) 企画提案書等提出期限	令和5年5月31日（金）17時
(5) プレゼンテーション	令和5年6月9日（金）
(6) 契約締結	令和5年6月中旬 予定

1.3 提出先

〒865-0025 玉名市高瀬290-1 玉名商工会館2階
玉名市観光物産課 観光政策係 担当：大倉

1.4 質問の受付

委託業務に関する質問は末尾連絡先メールにより受け付ける。

- ①期限：令和5年5月19日（水）17時まで
- ②回答：参加表明者全員に対してメールで令和5年5月24日（水）に回答する。
- ③質問した上で辞退の申し出を行う場合は、電話もしくはメールでの連絡と併せ「参加辞退届」を提出すること。

1.5 委託先の選定及びプレゼンテーション

- ①企画が多数あった場合は、事前審査で数社を選定して、プレゼンテーションを行う。

【説明時間 20分】

※プレゼンテーション会場：玉名商工会館5階多目的ホール

（〒865-0025 玉名市高瀬290-1）

- ②審査基準については、別紙「企画提案の審査について」に定める。
- ③観光物産課内及び関係者により厳正かつ中立に審査・評価し、最も優れた企画提案業者を契約相手先として選定する。

1.6 採否の通知

採否の結果は、プレゼンテーション終了後3日以内に、提案業者に通知する。

※問い合わせ先

玉名市観光物産課 観光政策係 (担当：大倉)

TEL：0968-73-2222

FAX：0968-73-2220

メール：kanbutsu@city.tamana.lg.jp

(別紙)

企画提案の審査について

多数の参加表明があった場合、以下のとおり審査を行い、受託者を選定するものとする。

1. 1次審査

次の事項について、1次審査(書類審査)を行い、上位3者程度を選定するものとする。

分類	評価項目	配点
形式評価	・仕様書の内容に沿った提案となっているか。 ・企画提案の提出書類は分かりやすくできているか。	20点
体制評価	・本業務の遂行のために必要な実施体制(対応人数、役割分担、責任体制等)がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。 ・類似業務の受託実績があるか。	20点
内容評価	・提案内容は、創意工夫に溢れ、魅力的で興味を引くようなものか。 ・提案内容は、実現可能か。実施手順、スケジュールは明確かつ妥当か。 見積り金額は適正か。	20点

※60点満点で採点

2. 2次審査

1次審査で選定された者を対象に、次の事項について、2次審査(プレゼンテーション)を行い、契約候補者を決定する。ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。

なお、1次審査の得点は、2次審査には反映しない。

※100点満点で採点

分類	項目	配点
企画内容	【イベントのストーリー及びプログラムの制作】	
	・玉名市ならではの独自性のあるストーリー及びプログラムとなっているか	10
	・市内外の子どもからシニア層まで幅広い世代が参加でき、楽しめる内容となっているか	10
	・玉名市の魅力発信に資するスポットをストーリーにより結び付け、楽しくまち歩きを行う内容になっているか	10
	・コンセプト、ストーリー、難易度、周遊範囲、立ち寄る場所、所要時間、広報等の設定において、参加者の満足度を高め、誘客を見込める内容になっているか	10
	【参加に必要なツールの手配】	
	・イベント参加時に使用するツールは参加者にとって利便性の良いものか。	10
	【委託業務における情報発信】	
	・集客が期待できるものであるか	10
実施体制	【独自提案】	
	仕様書の業務内容以外の独自提案	10
	【類似業務実績の内容】	
	提案内容	5
	【業務体制】	
提案内容	5	
	【概算見積】	
	費用対効果	5

全体評価	【全体評価】	
	・仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか ・実施方法等が具体的で実現性があるか ・持続可能な事業内容となっているか	15
	合計	100

3. 失格要件

次の場合は失格とする。

- (1)期限までに企画提案書を提出しなかった場合
- (2)本企画コンペに関する条件・提示事項に違反した場合
- (3)企画提案に関して過去の実績等の記載に虚偽があった場合

4. 費用弁償

本企画コンペに係る費用は、参加者負担とする。

5. その他

- (1)提出された提案書等は返却しない。
- (2)参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。
- (3)企画コンペの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (4)契約候補者が、必要な条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。